補足事項(津別町)

・普通会計に係る数値については「平成17年度地方財政状況調査」に基づいて記載しております。

また、公営企業に係るものについては「平成17年度地方公営企業決算状況調査」に基づいて記載しております。

- ・2 1以外の特別会計の財政状況(公営事業会計に係るもの)における 形式収支には「前年度からの繰越金」等が含まれるため 「歳入」 - 「歳出」 = 「形式収支」 とならない場合があります。
- ・ラスパイレス指数(用語解説)

ラスパイレス指数とは、一般行政職の給与水準を比較するために用いられる指数です。地方公共団体の一般行政職員の学歴別・経験年数別の構成など国と同一と仮定し、国の平均給与額を100として算出しています。

「平成17年度北海道市町村の決算の概要」(平成18年12月) P46「第5章用語解説」より抜粋。

第5章 用語解説

1	会計の区分に関する用語解説	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4 7
2	普通会計に関する用語解説	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4 8
3	公営企業会計に関する用語解説	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 2

1 会計の区分に関する用語解説

〇<u>一般会</u>計

─般会計とは、福祉・教育・土木・衛生などの市町村の基本的な施策を行うための会計であり主な収入には、市町村税・地方交付税・国庫支出金等があります。一般会計のほかに、特定の収入をもって特定の事業を行うために設けられているのが、特別会計です。

〇普通会計

<u>普通会計</u>とは、公営事業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたものです。 一般会計の中で、公営事業会計に係る収支を経理している場合には、これに係る一切 の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものと して取り扱っております。

〇特別会計

特別会計とは、法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険会計や老人保健会計などの事業会計や、市町村が独自に設けている交通災害共済事業会計、土地取得会計など普通会計に属する特別会計、さらには競馬・競輪などの収益事業会計や公営企業会計に区分されます。

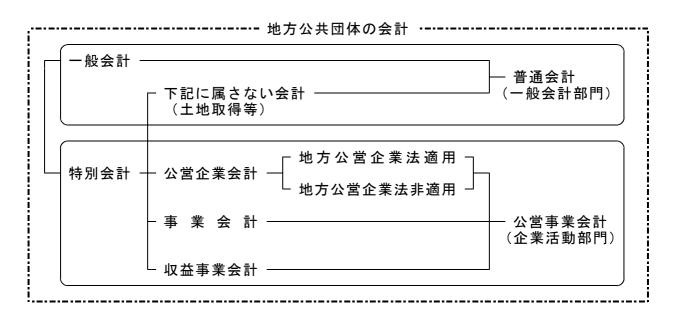
〇公営事業会計

公営事業会計とは、法律の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を 行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいい、次のように分類されます。

- ①地方財政法施行令第12条に掲げる事業に係る公営企業会計
- ②収益事業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計、公立大学附属病院事業会計
- ③上記①及び②の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に 係る会計

〇公営企業会計

<u>公営企業会計</u>には、病院事業や上水道事業などがあり、これらの会計には一般会計と同様の経理を行っているものと、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)を適用し、民間企業と似た経理を行っているものがあります。



2 普通会計に関する用語解説

〇形式収支

形式収支とは、各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額をいいます。

歳入総額一歳出総額

〇実質収支

<u>実質収支</u>とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額(形式収支)から、翌年度への繰越し財源(継続費の逓次繰越[執行残額]、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源)を差し引いたものをいいます。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれています。

形式収支ー翌年度に繰り越すべき財源(純剰余または純損失)

〇実質収支比率

実質収支比率とは、標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。

実質収支が赤字の場合の実質収支比率は赤字比率ともいい、赤字比率が20%以上の赤字団体は、地方財政再建特別措置法に定める財政再建計画をたてて財政の再建を行う場合でなければ、地方債をもって公共施設、公用施設の建設事業等の財源とすることはできません。

実質収支額/標準財政規模

〇一般財源

使途の指定されていない財源であるが、考え方により範囲に広狭があります。 ここでは、次の2種類のものを一般財源としています。

- ①市町村税(目的税、交付金を含む。)、地方交付税、地方譲与税、 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方特例交付金、 ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金、
 - 特別地方消費税交付金、地方消費税交付金。
- ②上記①に揚げるもののほか、交通安全対策特別交付金、使用料、手数料、 財産収入、諸収入及び地方債などのうち使途の特定されないもの。

〇経常一般財源

経常一般財源とは、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず自由に使用できる収入をいいます。具体的には、次のとおりです。

市町村税(目的税を除く。)、地方譲与税、普通交付税、ゴルフ場利用税交付金、

自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、

国有提供施設等所在市町村助成交付金、利子割交付金、

配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、

特別地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、

経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち使途の特定されないもの。

〇義務的経費

養務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいいます。

人件費+扶助費+公債費

〇投資的経費

投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして 将来に残るものに支出される経費のことです。

普通建設事業費+災害復旧事業費+失業対策事業費

〇経常収支比率

経常収支比率とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度 経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支 出される経費に充当されたものが占める割合をいいます。

人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源

 $\times 100$

経常一般財源 (地方税+普通交付税等)+減税補てん債+臨時財政対策債

〇公債費負担比率

公債費負担比率とは、公債費に充当された一般財源が一般財源総額に対してどの程度のウェイトを占めているかを示したもので、この比率が高いほど将来の財政硬直化が懸念されます。

公債費充当一般財源/一般財源

〇財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の過去3年間の平均値です。

財政力指数が大きいほど財政力が強いと考えられます。

基準財政収入額/基準財政需要額

○基準財政需要額

基準財政需要額とは、普通交付税算定上、地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいいます。

単位費用×(測定単位の数値×補正係数)(各行政項目ごとに算定)

○基準財政収入額

基準財政収入額とは、普通交付税算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額をいいます。

(市町村)標準的な地方税収入×100分の75+地方譲与税等

〇標準財政規模

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

(基準財政収入額一地方譲与税一交通安全対策特別交付金) × 1 0 0 / 7 5 + 地方譲与税+交通安全対策特別交付金+普通交付税額

〇起債制限比率

起債制限比率とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費(普通交付税が措置されるものを除く。)に充当されたものの占める割合の過去3年度間の平均値です。

$$\frac{\mathsf{A} - (\mathsf{B} + \mathsf{C} + \mathsf{E} + \mathsf{G})}{(\mathsf{D} + \mathsf{F}) - (\mathsf{C} + \mathsf{E} + \mathsf{G})}$$

A:ア+イ+ウ

ア 元利償還金(公営企業債分及び繰上償還分を除く。)

イ 公債費に準ずる債務負担行為に係る支出(施設整備費、用地取 得費に相当するものに限る。)

ウ 五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出

B:Aに充てられた特定財源

C:普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算 入された公債費

D:標準財政規模

E: 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入 された公債費(普通会計に属する地方債に係るものに限る。)

F:臨時財政対策債発行可能額

G:事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務

負担行為に係る支出

〇実質公債費比率

<u>実質公債費比率</u>とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する操出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税が措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値です。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。

A:地方債の元利償還金(公営企業分、繰上償還等を除く)

B:地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)

C:元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D: 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に 用いる基準財政需要額に算入された額(「歳入公債費の額」)及び準 元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準 財政需要額に算入された額(「算入準公債費の額」)

E:標準財政規模(「標準的な規模の収入の額」)

F: 臨時財政対策債発行可能額

- *実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金(上記A関連)
 - ①公営企業債の元利償還金
 - ②繰上償還を行ったもの
 - ③借換債を財源として償還を行ったもの
 - ④満期一括償還方式の地方債の元金償還金
 - ⑤利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの
- *「準元利償還金」(上記B関連)
 - ①満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還金相当額
 - ②公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金
 - ③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金
 - ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(PFI 事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など)
- *起債制限比率との相違点
 - ①実質的な公債費を算定対象に追加
 - 公営企業債の元利償還金への一般会計からの繰出しを算入
 - ・PFI や地方公共団体の組合の公債費への負担金等の公債費類似経費 を原則算入
 - ②満期一括償還方式の地方債に係るルールの統一
 - ・減債基金積立額を統一ルールで実質公債費比率に算入
 - 減債基金積立不足額がある場合は、実質公債費比率に反映

3 公営企業会計に関する用語解説

〇法適用・法非適用

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部又は財務規定を適用し、経理事務を企業会計方式で行っている事業を | 法適用企業 | といいます。

また、地方公営企業法を適用していない事業(地方財政法施行令第12条に掲げる事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業など)で、経理事務を官庁会計方式で行っている事業を<u>法非適</u>用企業 といいます。

〇収益的収支 資本的収支

地方公営企業法を適用している公営企業の経理は、経営活動に係る 収益的収支 と資産の取得に係る 資本的収支を区別します。

収益的収入の主なものは、料金収入に代表される営業収入や一般会計からの補助金などです。 また、収益的支出の主なものは、サービスの提供に必要な人件費、物件費などの営業費用や支払 利息などの営業外費用です。

収益的支出の中には、減価償却費のように現金の支払いが伴わない経費がありますので、収益 的収支が赤字であっても、必ずしも資金(現金)が不足しているということではありません。

〇経常収支 · 収益的収支

経常収支」は、地方公営企業法を適用している企業(法適用)の『経常収益(営業収益+営業外収益)から経常費用(営業費用+営業外費用)を差し引いたもの』です。 収益的収支」は、地方公営企業法を適用していない公営企業(法非適用)の『総収益(営業収益+営業外収益)から総費用(営業費用+営業外費用)を差し引いたもの』のことです(本資料では、経常収支と収益的収支を合わせたものを「経常収支」と表現しています。)。

〇決算規模

[決算規模]は、地方公営企業法を適用している公営企業(法適用)の『経常費用ー減価償却費+資本的支出』の額と、地方公営企業法を適用していない公営企業(法非適用)の『総費用+資本的支出+積立金+繰上充用金』の額の合算額のことです。

〇建設投資額

<u>建設投資額</u>は、地方公営企業法を適用している公営企業(法適用)の「建設改良費」と、 地方公営企業法を適用していない公営企業(法非適用)の「建設改良費」の合算額のことです。

〇累積欠損金

| 累積欠損金 は、営業活動によって欠損を生じた場合に、この欠損金を埋めるための処理として、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等で補てんする方法がありますが、それでもなお補てんできなかった各事業年度の損失額の累積されたもの(地方公営企業法を適用している公営企業(法適用)の経理用語です。)をいいます。

〇不良債務

| 不良債務 | は、流動負債の額が流動資産の額を超える場合、その超えた額のこと(地方公営企業法を適用している公営企業(法適用)の経理用語です。)をいいます。

不良債務=流動負債ー(流動資産ーうち翌年度繰越財源)ー当年度許可債で未借入・未発行の額

損益収支において黒字であっても、資本的収支において資金事情が悪化することがあるので 損益・資本両収支の内容等について個々の事業ごとに検討する必要があるものです。

なお、「不良債務比率」とは営業収益に対する不良債務の割合を表すものです。

〇実質黒字 · 赤字

| 実質黒字・赤字 | は、地方公営企業法を適用していない公営企業(法非適用)には不良債務の概念がないことから、「収益的収支と資本的収支の合算額」から「翌年度に繰越すべき財源など単年度の収支をみるために必要のないもの」を控除し算出した額に着目し、「単年度の資金不足の有無」を判断するものです。

なお、「赤字比率」とは営業収益に対する実質赤字の割合を表すものです。